

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社 梅原工務店	茨城県常陸太田市小目町517番地

2 指名停止措置期間                      平成28年4月27日～平成28年5月10日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲              茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

（株）梅原工務店は、平成28年2月26日、茨城県農林水産部農村環境課発注の県北東部2期地区道路工事の重力式擁壁基礎工事（常陸太田市上大門地内）において、安全管理措置の不適切により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第1第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務部財政課  
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地  
 電話 029(240)7123（ダイヤルイン）